

首都大学東京 法科大学院
平成24年度 3年履修課程

小論文 試験問題
(平成23年12月3日実施)

試験時間 午前11時30分～午後1時30分

受験に当たっての注意事項

- (1) 受験中は、机の右上に、①2011年法科大学院全国統一適性試験受験票及び②本学受験票を置いてください。(①と②の両方が必要です。)机上には、上記受験票、筆記用具、消しゴム、鉛筆削り、時計、眼鏡以外の物を置くことはできません。
- (2) 筆記用具は、HB又はBの鉛筆に限ります。(シャープペンシルの使用は認めません。)机上に置ける筆記用具はこれだけです。これ以外の筆記用具を用いた場合は0点として採点します。
なお、マーカーや定規の使用も認めません。
- (3) 携帯電話又はそれに類する通信機器等は身につけず、必ず電源を切って、鞆等の中にしまってください。それらを時計として用いることはできません。
- (4) 耳栓、イヤホン又はそれに類するものの使用は禁止します。
- (5) 受験中の飲食は一切禁止します。ペットボトル等を持っている場合には必ず鞆等にしまい、机の上等に置くことはしないでください。
- (6) 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開いてはいけません。
- (7) この問題冊子は表紙を含めて11頁あります。問題冊子を破いたり、ホチキス止めをはずしたりしてはいけません。
- (8) 答案用紙の所定の欄に、受験番号及び氏名を必ず記入してください。
なお、所定の欄以外の場所に氏名を記載するなど特定人の答案であることが明らかとなるような行為は一切禁止します。
- (9) 答案用紙は1枚(両面記載)のみ配布しますので、汚損しないよう注意してください。答案用紙の裏面に記載するときは、用紙の向き(上下)に注意してください。
- (10) 試験室では監督員の指示に従ってください。不正行為があった場合又は監督員の指示に従わなかった場合には、失格となります。
- (11) 試験終了時刻までは、試験室から退出することはできません。
なお、他の受験者の受験の妨げとなる行為が認められた場合には、監督員が、試験時間中であっても試験場からの退出を命ずることがあります。

【問題】 次の文章を読んで、後の設問に答えなさい。

—文章略—

(村上淳一「罪咎・謝罪・責任」『システムと自己観察』(東京大学出版会, 2000年)(初出『UP』1997年10月号))

*出題の都合上, 本文の一部および脚注は省略した。

【設問】

筆者は戦争責任に関するドイツの議論を参照し下線部のように述べている。本文の内容に即して、①集団的罪咎を否定することと集団的責任を肯定することがなぜ両立するか、また、②集団的謝罪を否定しつつなお集団的責任を肯定することがなぜ必要なのか、あなたの言葉で説明しなさい(1,200字以内)。

※注意

設問中の下線部とは、村上・前掲書 196 頁の最終段落「ドイツ人は…」から、197 頁「…ではなかろうか」までを指す。